

第194回 横浜市個人情報保護審議会会議録

<p>議 題</p>	<p>1 会議録の承認</p> <p>2 審議事項</p> <p>(1) 授業運営に係る電子上の処理・管理について (個人情報を取り扱う事務開始届出書及び個人情報ファイル簿兼届出書を含む。)</p> <p>(2) 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第28条第1項に基づく特定個人情報保護評価における第三者点検の実施について【住民基本台帳に関する事務 全項目評価書(再実施)】</p> <p>(3) 新型コロナウイルス感染症自宅療養者等見守り支援に係る往診等業務委託について</p> <p>(4) 一時預かりWEB予約システムの構築及び運用について (個人情報を取り扱う事務変更届出書を含む。)</p> <p>(5) クラウドサービスの利用に係る電子計算機の結合及び事務の委託に係る審議事項の類型化について(継続審議)</p> <p>3 報告事項</p> <p>(1) 防犯カメラ設置に係る本人外収集及び事務委託についての報告 環境活動支援センター防犯カメラ運用事務</p> <p>(2) 宛名印字・宛名ラベル貼付業務に係る事務委託についての報告 ア 特別職の就退任に伴う挨拶状宛名印刷委託 イ 特別職の就退任に伴う挨拶状の封入封緘委託</p> <p>(3) 市のイベント・行事における参加申込み受付等業務委託についての報告 東京2020大会における横浜市ボランティア関係者に対する新型コロナワクチン接種業務</p> <p>(4) 横浜市電話納付案内センターへの追加委託についての報告 横浜市電話納付案内センターへの追加委託について</p> <p>(5) WEB会議システムの利用に係る電子計算機の結合及び事務の委託についての報告 ア 障害支援区分認定(認定調査) イ 「ごみ屋敷」対策に係る事務</p> <p>(6) 委託先個人情報保護管理体制(1件)</p> <p>(7) 個人情報を取り扱う事務開始届出書(4件)</p> <p>(8) 個人情報を取り扱う事務変更届出書(12件)</p> <p>(9) 個人情報ファイル簿変更届出書(2件)</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 個人情報漏えい事案の報告(令和3年9月25日～令和3年10月22日)</p> <p>(2) その他</p>
<p>日 時</p>	<p>令和3年10月27日(水) 午後3時～午後5時</p>
<p>開催場所</p>	<p>市庁舎18階共用会議室 みなと1・2・3</p>
<p>出席者</p>	<p>中村会長、板垣委員、大谷委員、加島委員、鈴木委員、土井委員、永井委員、</p>

	三品委員、吉田委員（委員は全員WEB会議により参加）
欠席者	なし
開催形態	公開（傍聴者なし）
決定事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議事項(1)から(5)までについて、承認する。 ・ 報告事項及びその他について、了承する。
議 事	<p>【開 会】</p> <p>（事務局） それでは、ただいまから第194回横浜市個人情報保護審議会の御審議をお願いいたします。</p> <p>審議に先立ちまして、本日の定足数について御報告いたします。</p> <p>本日は、9名の委員に御出席をいただいておりますので、横浜市個人情報保護審議会規則第4条第2項の規定による定足数を充たしており、審議会は成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>それでは、このあとの議事につきましては、会長よろしくお願いいたします。</p> <p>（中村会長） ただいまから、審議会を開会いたします。</p> <p>本日の審議に入る前に、本日の審議会はWEB会議による方法にて開催したいと思いますが、委員のみなさまよろしいでしょうか。</p> <p>（各委員） <異議なし></p> <p>（中村会長） それでは本日はWEB会議にて開催いたします。</p> <p>1 会議録の承認</p> <p>（中村会長） それでは、議事に入ります。</p> <p>はじめに、第193回審議会の会議録につきましては、既に送付済みですが、何か御意見等がございますでしょうか。</p> <p>特に御意見がなければ、承認とさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>（各委員） <異議なし></p> <p>（中村会長） それでは承認といたします。</p> <p>2 審議事項</p> <p>（1）【案件1】授業運営に係る電子上の処理・管理について（個人情報を取り扱う事務開始届出書及び個人情報ファイル簿兼届出書を含む。）</p> <p>（中村会長） それでは、本日の審議事項の審議に入ります。</p> <p>最初に案件1「授業運営に係る電子上の処理・管理について」の御説明をお願いいたします。</p> <p>（事務局） <所管課及び審議事項について説明></p> <p>（所管課） <資料に基づき説明></p> <p>（中村会長） ただいま御説明がありました案件1につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思っております。</p> <p>（板垣委員） 従来もインターネットを使用して学生の学習管理を行っていたと思いますが、今回は具体的に何が変わったのですか。</p> <p>（所管課） 現在もインターネットは活用していますが、本学は学習管理システム</p>

であるLMS (Learning Management System) をまだ導入していません。このシステムの導入に当たり、既存の教務電算システムとの結合が必要になるため、今回審議会で諮りました。

(板垣委員) このLMSを新しく導入することについて審議会で諮る必要があるのですか。

(所管課) はい。

(板垣委員) LMSは今まで使用していたものとどう違うのですか。

(所管課) このシステムを先行して導入している大学もありますが、本学では、新型コロナウイルス感染症が問題になる前までは、対面で授業を行っていたので、LMSそのものを導入していませんでした。

しかし、新型コロナウイルス感染症が蔓延した結果、遠隔授業が導入され、本学にも授業上の小テストや出席などをオンラインで管理するシステムが新たに必要になりました。そこで、デジタル活用教育高度化事業について文部科学省に申請し、採択されたことを受けて、LMSを導入し、今現在、学生の成績等の情報を管理している教務電算システムからLMSに情報を流し込むことを新たに始める予定です。

(板垣委員) LMSは横浜市立大学で先駆けて導入しているのですか。私は横浜国立大学に勤務していますが、ここではまだ導入されていないということですか。

(所管課) 恐らく多くの大学では既にLMSが導入されていると思います。本学はどちらかというと他の大学よりも導入が遅れています。

(板垣委員) このようなシステムがない状況で、これまではどのように学生の情報を管理していたのだろうか、気になりました。

(所管課) テストやレポートは紙ベースで行うことが多かったため、提出までの時間制限を設けてレポートボックスに入れてもらっていました。

対面の授業がほとんどで、オンラインの授業は行っておらず、その辺りが課題になっていました。分野によってはキャンパスが分かれているので、移動時間等を考慮すると、多くの学生が様々な分野の授業を履修できるようにするためにオンラインで授業を行えるシステムが必要だという話は以前からありました。そこでコロナ禍という情勢になり、全学的にシステムを導入する必要性を感じました。

ただ、公立大学ということもあり、LMSを導入するための財源確保がかなり難しい状況だったため、文部科学省に申請し、採択されて財源を確保しました。今までは授業を含む業務のほとんどをアナログで行っていました。

(板垣委員) この2年間ぐらいはどのように対応していたのですか。

(所管課) マイクロソフト365の機能を使っていました。昨年度新型コロナウイルス感染症が広がった際に、全国の各大学がオンライン授業を開始しました。当時、本学にはマイクロソフト365を利用できる環境自体はありましたので、その機能を活用し、何とかオンライン授業を成立させてきました。

ただ、学生が色々な機能にアクセスして授業を受けなければならない、マイクロソフト365だけでは利便性の面で問題がありました。オンライン授業に特化し、学生が一つの画面上で様々なことができる環境を用意したいところもあり、今回、LMSはそれを実現するためのシステムになっています。

(板垣委員) ありがとうございます。

(土井委員) 9ページ「5 取り扱う個人情報」の記載に幾つか質問があります。同ページの「電子計算機の結合 事務の委託 (LMS)」の「対象者1」の「実施機関での保存期間」について、基礎データは「永年」、講義等で使用したものについては「それぞれの保存期間後廃棄」とありますが、基礎データとはどの情報を指しますか。

(所管課) 同ページ「5 取り扱う個人情報」の「対象者1」の「個人情報の種類 (電子データ)」のうち、学籍番号から始まり、4行目の学修履歴までが基礎データに当たります。

なお、個別の講義等で使用される映像・資料・提出物等が講義等で使用したものに当たります。

(土井委員) 講義等で使用したものについて、どのぐらいの期間で廃棄するかという、標準的な年数はありますか。

(所管課) 各教員が授業で使用しているものになりますので、基本的には授業でその資料や情報等が不要となった時点でまずは教員に削除してもらいます。

教員が削除を忘れてしまうこともあり得ますので、その場合は1年が経過した時点で古いものが残っていれば、大学の管理者である教育推進課が管理者権限で削除していきたいと考えています。

(土井委員) では、最大1年程度で削除されるというイメージでいいですか。

(所管課) そうです。

(土井委員) 基礎データは「永年」ですが、永久に残さなければならない理由はありますか。永年というのは心配です。

(所管課) 卒業生が高齢になってから、学び直しのために卒業証明書を発行してほしいという依頼があります。

(土井委員) 同ページの「電子計算機の結合 事務の委託 (Microsoft365)」の「対象者1」の「個人情報の種類 (電子データ)」についても、「講義等で使用される映像・資料・提出物等」の記載より前に記載されている情報は、ずっと残ることになるという理解でいいですか。

(所管課) LMSとマイクロソフト365では、データの保持期間が少し異なる可能性があります。LMSはデータ分析の対象になることもありますので、なるべく長い期間保存する必要があります。しかし、マイクロソフトについては、審議資料の基礎データの保存期間を「永年」と記載しましたが、卒業した学生のアカウントは自動的に削除されるようになっているので、学生に関する情報の保存は「在学中」というのが基本になります。

(土井委員) それなら、「在学中保存で卒業後に削除」と書いておいた方が安心できますので、明記をお願いします。

(所管課) マイクロソフト365に関して、基礎データの中のEメールアドレスだけは、卒業後も本人が希望した場合にはEメールアドレスの利用を継続できるようにしています。Eメールアドレスは「希望者のみ永年」で、それ以外のデータは「卒業と同時に削除」に修正します。

(吉田委員) 私は関東学院大学の者で、LMSは本学でも導入していますがコロナ禍になる前はそれほどLMSを使用していませんでした。私も小テストやレポート回収等に使っていただけで、自分で資料等をシステムに入れることはあ

りませんでした。ここ2年ぐらいは非常に使用する機会が多く、このシステムがなくては不便だろうと思います。

本学では、学期が終わるとLMSにアクセスできなくなります。教員のほうで昔の小テストなどを残す必要があると考えれば保存しておきます。総合成績等はクローズドシステムの学内ネットワークで管理しているので、LMSとは別建てです。

LMSに保存する情報が永久保存というのはどのような意味なのかよく分かりません。講義をする間だけ使うツールであれば、もっと短期に情報を消しても、ほかのところに基となる情報が保存されていれば大丈夫だと思います。

LMSは事業者が値段をだんだん上げてくるので、本学では数年ごとに切り替えています。少し手間ですが、経済的な理由で同じものを使い続けることはできません。そのような観点からしても、学生の情報を永久保存するのは非常に不思議に思いますので、情報収集や運用についてももう少し検討が必要ではないかと思います。あるいは、数年したら見直すことも必要ではないかと思います。今の時点で、その点はどのように考えていますか。

(所管課) 大学IR (Institutional Research) の分析の観点で先生方と協議した結果、必要だとなつていますが、永年で必要かということ、ある期間でカリキュラム改定が行われることもありますので、一旦は、学生が最長で在籍できる12年が上限なのかなと思っています。これからシステムを運用しながら、データについては永年という形ではなく、実態に合った形で適宜適切な管理をし、削除も含めて検討します。

(吉田委員) LMSは講義のために使うツールだという認識がありますので、12年もかなり長いと思います。

(所管課) 一般的には、授業で使う大学が多いかと思いますが、本学の場合は、学習成果の可視化として、各科目で学生がどんな素養を身に付けたかという分析を蓄積していくことになっています。一定期間で分析が終わったところのデータは削除していく予定ですが、授業だけではなく、IR関係で学生の情報を使用します。

今回導入するLMSの機能の中に、「ポートフォリオ」という機能を設けており、学生が在学中にどのような学びをしたかという情報を4年間蓄えていきます。

IRの観点というのは、管理者側の視点でのデータ分析の対象になります。ポートフォリオの観点では、学生が自らの学びを振り返るためのものになり、在学期間中に提出したレポートやテストなど、過去に自分がどのようなものを学んできたのか振り返ることができる必要があります。在籍期間が最長で12年ですので、講義を受けた学生が全員卒業するまでの間は、講義情報をなるべく残しておく必要があると考えています。

(吉田委員) 説明は分かりました。大学によって考え方の違いもあると思います。

本学では、可能な限り他社製のものに個人情報を残さないようにすることが多く、分析をする場合でも自校のシステムに全部情報を移してしまうので、その辺りの話が違うのだと思いますが、12年も委託先のシステムに個人情報が載っているのかと思うと懸念があります。

(中村会長) それぞれの大学によっても、個人情報がどのような形でどの程度必要

かというのがあるかと思えます。

ただ、必要がなくなった情報を漫然と「永年」や「12年間」残ること自体が不安というのがありますので、この事業を行っていくに当たり、保存期間についてはしっかり検討してください。

(所管課) 承知いたしました。

(鈴木委員) 13ページの「個人情報を取り扱う事務開始届出書」の「個人情報の記録項目」について、届出書にはたくさん項目があり、積極的に収集するものと、学生がレポートなどで自身の考えをまとめてアップロードするものがあると思います。その中で、収集するつもりがなくても結果的に収集してしまう情報があると思います。事務開始届出書の様式に当てはめるのもすごく難しいと思いますが、チェックのない項目でも思想や信条、家族の状況、障害など、かなり幅広い情報が含まれる可能性があるため、この届出書にもう少しチェックを入れてもらう必要があると思います。

また、そのような情報がこのシステムの中にずっと保存されるというのは、学生にとってメリットもある反面、学生本人の思考の全てをここに委ねることになりますので、そのような部分への配慮がすごく重要だと思います。

(所管課) もう一度確認したいと思います。

(中村会長) ありがとうございます。他に何か御質問等がなければ、案件1を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

(2) 【案件2】「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第28条第1項に基づく特定個人情報保護評価における第三者点検の実施について【住民基本台帳に関する事務 全項目評価書（再実施）】

(中村会長) 次に、案件2「「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第28条第1項に基づく特定個人情報保護評価における第三者点検の実施について【住民基本台帳に関する事務 全項目評価書（再実施）】」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明がありました案件2につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思えます。

御意見が特にないようであれば、附帯意見は特にないということで、案件2を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

(中村会長) ここで10分間の休憩とします。

(3) 【案件3】新型コロナウイルス感染症自宅療養者等見守り支援に係る往診等業務委託について

(中村会長) 次に、案件3「新型コロナウイルス感染症自宅療養者等見守り支援に係る往診等業務委託について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明がありました案件4につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思えます。

(三品委員) 20ページ「委託先個人情報保護管理体制」で、「9 個人情報を取り扱う作業場所の管理体制」の「(2) 個人情報の保管場所」について、紙媒体も取り扱うとの説明があったと思いますが、「その他」の記載欄に「作業担当部門のみアクセス可能なシステム」とだけ記載されています。紙媒体で担当部門のみアクセス可能とはどういうものですか。

(所管課) 執務室で個人情報を取り扱う事務担当者が計17名おり、システムの操作をします。

事務担当者が患者宅に行くのではなく、往診医がシステムから打ち出された紙媒体を持って行きます。

また、診療が終わった段階では、診療記録の一部として医療機関に保管されますが、事業者が保有する情報には紙媒体は存在しません。作業途中で紙媒体は発生しますが、最終的に保管するのはシステムの中に入力する情報になります。

(三品委員) 紙はカルテ等と一緒に医療機関側に行くのですね。

(所管課) はい。そうです。

(三品委員) 業者には紙媒体の個人情報は残らないですか。

(所管課) 残りません。

(加島委員) 17ページ「3 審議に係る事務」の「事務の委託」の「(1) 自宅療養患者への医療相談、往診等」の1行目で「横浜市保健所等からの依頼を受け」と書いてありますので、必ず保健所等からの依頼によって担当医が動くのでしょうか。

(所管課) そうです。今回の事業は神奈川モデルで、県下のシステムの中で委託をする事業です。保健所が対象患者を指定することが前提なため、そちら側の依頼に応じて事業者が動いていきます。

(加島委員) 板橋区では、自宅療養患者に専用ダイヤルを教えて、本人が担当医に電話しますが、そのようなやり方はしないということですか。

(所管課) そうです。

(加島委員) 19ページの「5 取り扱う個人情報」の「事務の委託」の一番下の段の「実施機関での保存期間」に、「電子データについては、統計的に使用し」と記載があり、本人を特定できる形で個人情報を常用保存しますが、本人の承諾は得るのでしょうか。

(所管課) ファストドクターの受診をする際、患者に「事業者へ情報を伝えていか、また、横浜市として診療が必要な機関で情報を共有していく」ということは口頭で伝え、了承を得たらその旨をシステムに文章で記録します。

(加島委員) その点について書き込んだほうが良いと思えます。

(所管課) 追記します。

(中村会長) ほかに何かございますでしょうか。特にないようであれば、案件3を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

(4)【案件4】一時預かりWEB予約システムの構築及び運用について（個人情報を取り扱う事務変更届出書を含む。）

(中村会長) 次に、案件4「一時預かりWEB予約システムの構築及び運用について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明がありました案件4につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思います。

(中村会長) 市民にとっては非常に便利なシステムになるだろうと思います。

このほか特に御質問等がないようですので、案件4を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

(5)【案件5】クラウドサービスの利用に係る電子計算機の結合及び事務の委託に係る審議事項の類型化について（継続審議）

(中村会長) 次に、案件5「クラウドサービスの利用に係る電子計算機の結合及び事務の委託に係る審議事項の類型化について（継続審議）」の御説明をお願いします。

(事務局) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明がありました案件5につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思います。

(鈴木委員) 前回審議会での確認事項について御検討いただけたので安心していきます。

(事務局) ありがとうございます。

(大谷委員) 前回、問題提起したことについて受け止めていただき、記入例も含めて独立した項目として利用者等を評価できる仕組みにさせていただいたので、その点についてはこの段階で特に言うことはないと思います。

情報共有の範囲については、実際にクラウドを利用する部署の人がどのように設定するかということ、また、ここで記入されたことと実態が一致しているかということについて、組織としてチェックしたりモニタリングしてもらうことが不可欠になると思いますのでそのことも含めてよろしくをお願いします。

また、クラウドの環境の上に何らかのアプリケーションが搭載されて、そのアプリケーションを通じて利用する場合が多数あると思います。アプリケーションの設定や持っている機能にかなり左右されるところもあると思います

ので、アプリケーションの制約や設定上の注意事項を十分に理解してもらいたいです。

ここに書かれていることが実態面として具備できない場合には、必要に応じて審議会に相談してもらい体制を取ってもらえればと思います。

(事務局) ありがとうございます。

(中村会長) 今の点は、運用上やっていくということでいいですか。

(事務局) 各所管課から相談を受けた際に、大谷委員から御指摘いただいた内容を確認して、必要に応じて類型報告とするのか、個別の審議とするのか判断したいと思います。

(中村会長) ほかに何かございますか。特に御意見がないようであれば、案件5を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

3 報告事項

(1) 防犯カメラ設置に係る本人外収集及び事務委託についての報告

環境活動支援センター防犯カメラ運用事務

(2) 宛名印字・宛名ラベル貼付業務に係る事務委託についての報告

ア 特別職の就退任に伴う挨拶状宛名印刷委託

イ 特別職の就退任に伴う挨拶状の封入封緘委託

(3) 市のイベント・行事における参加申込み受付等業務委託についての報告

東京2020 大会における横浜市ボランティア関係者に対する新型コロナワクチン接種業務

(4) 横浜市電話納付案内センターへの追加委託についての報告

横浜市電話納付案内センターへの追加委託について

(5) WEB会議システムの利用に係る電子計算機の結合及び事務の委託についての報告

ア 障害支援区分認定（認定調査）

イ 「ごみ屋敷」対策に係る事務

(6) 委託先個人情報保護管理体制（1件）

(7) 個人情報を取り扱う事務開始届出書（4件）

(8) 個人情報を取り扱う事務変更届出書（12件）

(9) 個人情報ファイル簿変更届出書（2件）

4 その他

(1) 個人情報漏えい事案の報告（令和3年9月25日～令和3年10月22日）

(2) その他

(中村会長) それでは、次に「報告事項」及び「その他」について事務局から説明

	<p>をお願いします。</p> <p>(事務局) 本日の追加配布資料を御覧ください。内容につきましては、担当係長から御説明いたします。</p> <p>(事務局) <資料に基づき説明></p> <p>配布資料により内容を御確認いただき、何かお気づきの点がありましたら、事務局まで御連絡をいただければと思います。</p> <p>(中村会長) ただいまの報告につきまして、何かございますか。</p> <p>御質問等がないようでしたら、報告事項及び漏えい事案の報告について了承するというところでよろしいでしょうか。</p> <p>(各委員) <異議なし></p> <p>(中村会長) それでは了承いたします。</p> <p>本日予定された議事は以上で終了です。事務局から何かありましたら、お願いします。</p> <p>(事務局) 本日予定された議事は、以上でございますので、次回の日程を確認させていただきたいと思えます。</p> <p>次回の日程でございますが、11月24日水曜日午後2時から、本日と同じくWEB会議での開催となります。申し訳ございませんが、WEB会議システムの接続確認のため、開始の15分前にはWEB会議システムに参加していただきますようお願い申し上げます。</p> <p>後日、御連絡を差し上げますが、よろしく願いいたします。</p> <p>事務局からは以上でございます。</p> <p>本日はどうもありがとうございました。</p> <p>(中村会長) それでは閉会とさせていただきます。</p> <p>【閉 会】</p>
<p>資 料 特記事項</p>	<p>1 資料</p> <p>(1) 第194回横浜市個人情報保護審議会次第</p> <p>(2) 第194回横浜市個人情報保護審議会追加資料</p> <p>2 特記事項</p> <p>次回は令和3年11月24日(水)午後2時から開催予定 (WEB会議の方法により開催予定)</p>

本会議録は令和3年11月24日第195回横浜市個人情報保護審議会において承認を得、確定しました。

署名 横浜市個人情報保護審議会会長 中村 俊規